

## レッドハリケーンズ大阪と大阪市城東区役所との連携に関する協定書

ラグビーチーム「レッドハリケーンズ大阪」を保有する株式会社NTTドコモと大阪市城東区役所（以下「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両者が、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、緊密な相互連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 区民等を対象にしたスポーツ教室の開催
- (2) スポーツの普及、競技力の向上
- (3) トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣
- (4) 「みる」スポーツの推進
- (5) その他、城東区政の施策、事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

2 両者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、両者合意の上決定する。

### （疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、両者協議の上、決定する。また、両者のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行う。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、両者のいずれも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(秘密の保持)

第5条 両者は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た秘密情報を、第三者に開示、漏えい又はこの協定に定めるもの以外の目的のために使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年8月28日

大阪市北区梅田一丁目10番1号

株式会社NTTドコモ

常務執行役員 関西支社長

齋藤 武

大阪市城東区中央3丁目5番45号

大阪市 協定締結担当者

城東区長 吉村 悟